

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

◆目的

適用: 令和2年4月1日以降に入札公告を行う工事

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的に記入することで、現場撮影の省力化、写真整理の効率性向上及び改ざん検知機能を利用した工事写真の改ざん防止を図り、受発注者双方の業務効率化を目的とする。

◆対象工事

建設交通部発注工事において受注者が希望し、監督職員が承諾したもの。但し、営繕工事は除く。

◆工事成績評価

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施した工事について、「創意工夫」で加点評価。

小黑板情報電子化のイメージ



小黑板情報の電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

◆目的

適用: 令和8年4月1日以降に入札公告を行う工事

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的に記入することで、現場撮影の省力化、写真整理の効率性向上及び改ざん検知機能を利用した工事写真の改ざん防止を図り、受発注者双方の業務効率化を目的とする。

◆対象工事

建設交通部発注工事。ただし、営繕工事は除く。

◆実施方法

受注者はデジタル工事写真の小黑板情報電子化に取り組む場合、施工計画書へ使用する旨及び使用機器を記載する。また、工事完成時に電子化した写真の信憑性確認結果を監督員へ提出する。

◆工事成績評価

実施の有無に関わらず、工事成績評価における評価は行わない。

小黑板情報電子化のイメージ



小黑板情報の電子化